令和７年（再イ）第５４５号

大阪市東淀川区柴島２―11―20　レオパレスＮＥＷ　ＢＲＯＡＤ208号（住民票上の住所愛媛県今治市泉川町１―１―25）

再生債務者　渡部　友輔

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月27日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月14日まで

令和８年８月17日

大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第２２号

静岡県富士宮市三園平1026番地の１　アルム三園平Ⅰ　Ｂ106号

再生債務者　氏原幸太郎

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月15日まで

令和８年８月18日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和８年（再イ）第６１号

北九州市小倉南区上吉田３丁目５番38―406号

再生債務者　三浦　妙子

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月７日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月７日まで

令和８年８月17日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第１号

兵庫県西宮市今津山中町６番22―302号

再生債務者　柴田　紀子

1　決議に付する再生計画案　令和８年７月24日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月８日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月８日まで

令和８年８月18日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第６４号

北九州市小倉北区三萩野２丁目４番24―201号（前住所）北九州市小倉北区古船場町２番28号

再生債務者　大塚　結香

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月８日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月８日まで

令和８年８月18日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（再イ）第２０号

長崎県長崎市深堀町４丁目58番地30　深堀コーポ102号

再生債務者　神山　善宣

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月７日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月８日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月８日まで

令和８年８月18日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１０号

長崎県大村市小路口町275番地３　セジュール小路口Ａ201

再生債務者　高月　昭宏

1　決議に付する再生計画案　令和８年８月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　令和８年９月８日

3　再生計画案に対する回答期間　令和８年９月８日まで

令和８年８月18日　長崎地方裁判所大村支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和８年（再イ）第７号

沖縄県宜野湾市宇地泊２丁目18番８―502号コモンズ宇地泊

再生債務者　外間　政也

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

令和８年８月17日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第１００１６号

東京都台東区今戸１―10―３―605　アーバンパーク浅草Ⅱ

再生債務者　島田　葉月

1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　令和８年９月14日まで

4　一般異議申述期間　令和８年９月28日から令和８年10月19日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第１号

鳥取県東伯郡三朝町大字片柴811番地

再生債務者　岩也　佳正

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月17日　鳥取地方裁判所倉吉支部

令和７年（再ロ）第５号

茨城県かすみがうら市下稲吉2296番地46

再生債務者　木村　　剛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月17日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再ロ）第１０号

大阪市福島区大開１丁目９番13号　エスポワール野田阪神　301号

再生債務者　山田　年伸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月17日

大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再ロ）第３号

福島県須賀川市宮の杜44番地４

再生債務者　渡辺　陽介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月18日

福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

令和４年（再ロ）第６号

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿852番地９　夏井ヶ浜リゾートマンション310号

再生債務者　安田　好宏

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　令和５年５月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

令和８年８月17日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第１７号

横浜市瀬谷区相沢２丁目26番地

申立人　鎌田　康夫

住所・居所　不明

所在等不明共有者　鎌田與五兵衛

届出期間満了日　令和８年12月14日

令和８年８月12日

横浜地方裁判所第３民事部

（別紙）　物　件　目　録

所在　横浜市瀬谷区相沢２丁目

地番　24番５

地目　墳墓地

地積　170平方メートル

所在等不明共有者鎌田與五兵衛の持分３分の１